



広町自治会
会長 猪俣 武雄
802-2391

まだコロナウイルス終息の先が見えませんが 近い将来必ず来る大地震に備えて

『災害時要援護者の登録更新と、新規登録を行います』

多くの犠牲者と被災者を出した東日本大震災から、10年が過ぎました。

横浜市では地震等災害発生時に、自力での避難が困難な高齢者や障害者等の方に対して、地域の助け合いにより、安否確認や避難支援等を行う地域の防災活動の充実を進めています。

東日本大震災においては、災害時に支援が必要な方(災害時要援護)の支援に関する課題が改めて浮き彫りになりました。発災時に要援護者の方々の安否確認や避難支援等が迅速に行われるためには、まず、「共助」の果たす役割が重要です。その「共助」の力を発揮するには、平常時から要援護者との顔の見える関係づくり、地域で支え合う体制づくりをしておくことが必要です。

平成25年に国の災害対策基本法が改正され、横浜市震災対策条例も改正されました、行政が保有する要援護者の個人情報を拒否の意思表示がない限り、自主防災組織等に提供することができる情報共有方式が導入され、要援護者の支援方法を自治会により選択可能になりました。

- ・自治会で災害時要援護者を把握する、三つの方法があります。
 - 1、手上げ方式 (広町自治会が従来から採用している方式)
 - 2、同意方式 (泉区と自治会が協定締結の必要あり)
 - 3、情報共有方式 (泉区と広町自治会が協定締結をします)

【広町自治会の災害時要援護者支援の取り組みについて】

平成29年4月16日の広町自治会総会において、【災害時要援護者支援の取り組み】について審議され、「情報共有方式+手上げ方式」で進めることが承認されました。

その後、平成29年6月19日に泉区との協定締結が完了しました。

『情報共有方式は次の人が対象者です』

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、

知的障害者、難病患者

- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、身体障害者手帳
1～3級の方
- ④ 療育手帳（愛の手帳）A1・A2の方

広町自治会では、過去に2回の災害時要援護者の登録を行いました。今回、名簿整理のため以前と同じように「手上げ方法」で、災害時に援護を希望する方の登録を受け付けますので、「中田要援護者カード」に記入して申し出てください。以前に登録された方も更新ですので再度登録をお願いします。

「広町自治会の基本方針」

- ・災害時要援護者の「手上げ方式」による登録は、本人の意志によるもので、強制ではありません。泉区役所から連絡があった方は、そちらを優先して下さい。
- ・災害時要援護者の登録は随時受け付けますが、2年毎に見直しを行います。**以前登録された方も再度登録をお願いします。**
- ・登録要項をお読みになり災害時に援護を希望される方は、登録用カード「中田要援護者カード」を提出して下さい。
《登録カードは、封筒に入れて(封をする)。組長さん・理事さん経由で広町自治会に提出して下さい。直接提出の方は広町会館のポストに入れて下さい。》
- ・登録用紙は1人1枚です、不足分は民生委員に申し出て下さい
- ・登録カードは、泉区と提携した協定内容に基づき適正に管理します
- ・横浜市震災対策条例の規定による広町自治会情報管理者は
《広町自治会 会長 猪俣武雄 です》

☆近日中に、登録用紙等を回覧配布します

お問い合わせは、民生委員まで

民生委員 佐藤 昭雄 [803]8378 井上 美由紀 [804]7446

『災害時要援護者の広町サポート隊募集について』

広町自治会では、【災害時要援護者支援の取り組み】について、泉区と災害時要援護者「情報共有方式」の協定を結び、「情報共有方式+手上げ方式」で運用しています。

広町自治会での「手上げによる登録者」と「情報共有方式による登録者」は令和2年度の合計で約110名です。

この制度の有効活用のためには、要援護者の数以上のサポート隊員が必要です。安心して暮らせる街作りのためにもご協力をお願いします。

つきましては災害時要援護者のサポート隊を募集します。**詳細は回覧を参照して下さい。**